

WP No. 11-F-01 (改訂版)
農業政策金融関連諸利率の長期的動き
-1963年度から2008年度までを対象として-

泉田 洋一

1. 問題の設定

本稿は、日本の農業政策金融に関わる重要な利率を幾つか取り上げ、その長期時系列の数値を整理するものである。

資金の利率は資金配分の在り方を規定するものであり、金融市場の需給を調整する価格としての役割を担っている。貸出利率の水準が、借入金額の多寡を通じて、投資の水準に影響を与えることはいうまでもない。農業金融において比重の大きい農業政策金融の効果も、その貸出利率の水準をどう設定するかによって左右される。このように、資金の利率は重要なものであるが、近年、農業金融あるいは農業政策金融に関連する幾つかの利率がどういう水準に設定され、それがいかなる意味を持ったかについては、十分に論じられていない(註1)。

もちろん、利率について論じるためには、まずもって利率の動き自体についての統計が必要である。利率の動きについてのデータがあつてこそ、農業政策金融に関わる利率がどういう背景のもと、何を基準にして設定され、その結果として農業政策金融がどういう性格を持つものとなったか等を論じることができる。しかし、最近では利率の統計数字自体が利用しづらいのである。

農業金融に関連する統計については、1990年代半ばまでは、ある程度の利用が可能であった。しかし1990年代半ば以降、農業金融に関する統計の利用は著しく困難になった。困難になった理由のひとつには、農業統計に関する予算削減のため、農業金融に関する官庁統計ないし資料刊行物が極端に少なくなったことがある。農林水産省が毎年出していた『農業金融の動向』は農業政策金融の制度改革や利率に関する情報を含むものであったが、2002年度からは刊行されなくなった(註2)。また農業金融に関わる利率そのものが、金融自由化とそれに引き続く財政金融改革のもとで複雑化したという事情もある。加えて、バブル期以降の金融市場における超低金利の持続という事態もそれまでの利率設定ルールの大見直しにつながった。今日では利率に関する情報を短くまとめて公表することも簡単ではなくなったのである。

こういった事情を踏まえて、本稿は、農業金融にかかわる金利データを長期的に整備することを目的としたが、日本の農業金融は農業政策金融の比重が極めて高く、したがって、本稿の作業の中心は農業政策金融にかかわる諸利率の数値を整理することとなる。

対象とする時期は1963年度から2008年度までの46年間とした。スタート時点を1963年度にしたのは、この年から個別経営むけの農業政策金融が充実をみたことを考慮したためである(註3)。また本稿では対象期間を3つの期に分けて論じる。年度で区切って表現すれば(註4)、第Ⅰ期は1963-1993年度であり、これを「利率設定ルールの長期安定期」とみなす。第Ⅱ期は1994年度-2000年度であり、ここでは「利率設定ルールの移行

期」とした。そして第Ⅲ期を、残りの2001年度からの期間をとって「新しい利率設定ルールの導入期」としている。詳細はあとで論じる。

本稿で念頭においた農業政策資金は以下のふたつである。まずは農業近代化資金（以下近代化資金と略）。そして日本政策金融公庫農林水産事業（旧農林漁業金融公庫、以下公庫と略）の個別農業経営向け資金。後者については、その代表として農業経営基盤強化資金（いわゆるスーパーL資金、その前身としての総合施設資金、総合施設資金が創設される前は果樹経営改善資金）をとった（註5）。農業経営基盤強化資金は政策的に限定された農業経営向けの長期設備資金が中心であり（註6）、公庫農業資金の中の「農業経営体向け資金」の代表と見なせよう。

農業政策金融には、他にも農業改良資金（ただし農業改良資金は2010年度に貸付主体がそれまでの都道府県から公庫に変更された）などがあり、利率の水準も利率設定のルールも違うが、ここでは農業政策金融における重要性を鑑み、上のふたつのカテゴリーに限定した。農林中央金庫の「農林漁業金融統計」（2009年度）によれば、2008年度における近代化資金融資額は491億円、同年度における公庫の農業関係資金融資額は1,785億円で、農業改良資金の約9億円や畜産特別資金の25億円を圧倒している。また公庫の「業務統計」（2009年度）によれば、2008年度の公庫農業関係資金のうちスーパーL資金は1,401億円と過半を占めている。

なお周知の通り、近代化資金の農業者向け資金の貸出利率は、「利子助成」のついたプログラムが登場（1998年度）するまでは、単一であり、わかりやすい構造をもっていた。他方で、公庫資金については、それを農業者向けの資金に限っても、政策目的や補助金の有無等によって資金種類が多様であり、貸出利率もそれぞれ異なっている。ここでとりあげるスーパーL資金（あるいはその前身である総合施設資金）の利率のみでは公庫農業資金の利率の全体像は論じきれない。そのことを予め断っておきたい。

農業政策金融に関わる個々の利率として取り上げるものは、まず定期預金の利率。これは農家が投資決定を行う場合の資金選択における機会費用と見なせる。定期預金としては、1年もので金額300万以上1000万円未満のものを基本とした。

近代化資金についてはまず農協基準金利をとりあげる。これは農業における一般的な長期資金の貸出利率と考えられるもので、政策補助が付かない場合の市場貸出利率とみなす。更に農家向け近代化資金の末端貸付利率。そして近代化資金が農協から農業者へ貸し出される場合の「利子補給」率。「利子補給」率には信連から農協への貸出の場合のものもあるが、農協から農業者への貸出の場合がもっとも一般的なケースであり、ここではそれをとる。ただし近年ではこの末端利率に対して、農林水産長期金融協会に設置の農山漁村振興基金（以下振興基金と略）と地方自治体による「利子助成」が加わるケースがあり、「利子助成」も加味した近代化資金利用の最終利率（註7）も計上しておく必要がある。

公庫資金の場合には先に述べたスーパーL資金融資にかかる公庫の貸出利率。ここに振興基金や地方自治体の「利子助成」が加わる場合には、「利子助成」後の最終利率の計上も必要となる。

また重要な参考指標として財政投融资の利率（財投金利）も必要である。これは政策的長期資金のいわば調達利率であり、近年財投金利が近代化資金の末端貸出利率の基準としても使われているように、農業政策金利の水準を規定する性格を有するものである。

(註1) 農業政策金融の金利問題を論じたものとしては、少し古い文献ではあるが、「農業制度金融と金利」と題された『長期金融』(第64号1984年12月)掲載の諸論文が参考になる(例えば加藤[1984]あるいは白石[1984])。また古い論文ではあるが柿元[1975]の議論は重要である。更に農協の貸出金利については中島[1983] pp. 121-124 参照。公庫資金の金利については佐伯尚美[1982]あるいは拙稿[1985]が部分的にはあるが論じている。しかしここ10年ほどは、農業政策金融の金利問題はほとんど論じられていない。

(註2) 農林中金調査部(現農林中金総合研究所)が編集発行していた『農業金融の実情』は1988年度を最後に、翌年度からは刊行されていない。

(註3) 高山・泉田・佐藤[2010]参照。なお高山・泉田・佐藤[2010]は、農業政策金融の貸出に関する数量データを、長期的に整理したものである。本稿は、この論文と同じ期間を対象にして、農業政策金融の価格データである利率を長期的に整理することを目的とする。

(註4) 利率の設定ルールの変更という意味で厳密に言えば、第I期は1994年5月まで、第II期は1994年6月から2001年4月まで、第III期は2001年5月からということになる。

(註5) スーパーL資金の前身とみなされる総合施設資金の利率は設立当初5.0%に設定されたが、その理由は「従来個々に対応してきた貸付対象を総合的に貸し付けることもあって、公庫の平均利回りの水準に設定する」(柿元[1975]、p. 132)ということであった。このことから、公庫農業資金の利率を論じる時に、総合施設資金あるいはその後継資金であるスーパーL資金の利率を使うことは正当であるといえよう。

(註6) ただしスーパーL資金には一部長期運転資金や経営安定化のための負債整理資金を含んでいる。

(註7) 農林水産省ではこれを「実質利率」と呼んでいる。しかし「実質」という用語は、経済学では「物価の水準を調整して」という意味で使われるのであり、適切な呼び方とは思えない。ここでは「最終利率」という用語を使うことにする。

2. 利率データ整理の前提

農業政策金融に関わる諸利率を長期的に整理する作業の前提について、3点ほど述べておきたい。

まず第1に、年度平均としての利率を計上することとした。農業政策金融関連利率の動きを過去に遡って眺めてみると、1980年代までは年度を超えた利率変更は見当たらない。農家の近代化資金利用の際の末端利率も、公庫の総合施設資金の貸出利率もあまり動かなかった。利率は安定的であり、大きく動くことはほとんどなかった(註8)。

しかし1980年代後半頃から利率の変更が頻繁になされるようになる。そして1990年代後半からは、ほぼ毎月のように利率が変わる事態となった。公庫資金の場合にも、資金種類によっては、財投金利の変動によって貸出利率が頻繁に変更されるようになった。

こういう事情を踏まえて、本稿では利率を年度平均として計上する。利率を計上する方法としては、年度のある時点(例えば年度始め)をとってその時点の利率を計上するというやり方もあろうが、それは当該年度の資金配分や農家の借入行動を議論する際には必ずしも適切ではない。というのは、年度中央や年度後半で利率が大きく動くことも散見されるからである。本稿では、利率は年度平均を使うことを適切とし、実際の計算では、各月

の最頻利率を特定しておき、それを年度平均して平均利率を求めている。

第2に、近代化資金およびスーパーL資金という資金制度の平均として利率を計算することである。これは近代化資金やスーパーL資金といっても、用途にかかわる貸出条件によって、また借入者の性格によって、最終利率が異なる場合が登場したことを勘案したためである。同じ資金プログラムの中で貸出利率が異なることは1980年代まではほとんどなかったが、近年（特に「利子助成」という仕組みが登場して以降）、政策誘導の手段として頻繁に使われるようになってきている。

ここで「利子助成」について説明しておく、と、「利子助成」とは、借り手の支払う利子への公的な補助であり、「利子補給」は貸し手の金融機関に対する補助である。通常、貸出商品の価格である貸出利率は「利子補給」の分だけ低くした利率が提示されている。例えば1967年度における近代化資金は、農協基準金利が9.0%であり、これに3.0%の利子補給（当時は政府と都道府県による）がついて、末端利率は6.0%であった（註9）。そこで農協は6.0%の利率をもった資金として近代化資金を農家に貸し出す。ところが「利子助成」は、そういった一定の利率で貸し出された資金を農業経営体が利用する際に、融資が特定の条件を満たした場合、借り手の利払いに対して「助成」をするものである。したがって、条件付きの「利子助成」を考慮すれば、近代化資金融資の際に「利子助成」を受けることのできる場合と、「利子助成」を受けることができない場合がでてくることになる。政策当局はこの仕組みをつかってより細かな政策誘導を試みているようにみられる。スーパーL資金の無利子化の場合にも、同時に認定農業者むけ近代化資金の無利子化の場合にも、この手法が適用されている（註10）。

当然ながら、「利子助成」は借入者の利払いが前提になるため、借入者がそもそも利子の支払いができない場合には、利子助成を受けることができない。

この条件付きの利子助成という問題を前提にすれば、利率の計上は近代化資金でもスーパーL資金の場合にも、条件に応じて分割した上でなされるべきであろう。しかし、それは利率をめぐる情報をいたずらに複雑化することにつながる。この複雑化を避けるためにも、ここでは、近代化資金やスーパーL資金を利用する場合の平均的な最終利率を計算するようにした。

第3に、利率のイールド化をどう処理するかという問題がある。イールド化とは同じ資金制度においても貸出期間の長短によって貸出利率が異なる仕組みであり、財投改革のもとで2001年度に導入された（註11）。本稿の対象とするスーパーL資金および認定農業者むけの近代化資金（特認）にもイールド化が導入されており、これらの資金では、借入期間によって貸付利率も「利子助成」後の利率も違ってくることになる。例えば、公庫のスーパーL資金の貸付利率は、イールド化が導入された2001年5月1日時点で、公庫貸出利率は5年もので1.95%「利子助成」後の利率は1.20%、15年ものでは公庫貸出利率2.0%「利子助成」後1.25%、20年ものでは公庫貸出利率2.05%「利子助成」後1.30%となっている。利率は、貸出期間が長くなるほど高めに設定されている（この点は次節でも議論する）。

この利率のイールド化は、財投改革の議論を踏まえて導入されたものであり、政策金融にも、市場と調和のとれた仕組みを導入しようというねらいがある。しかし、農業政策金融の利率体系に限定していえば、イールド化によって、利率設定ルールが複雑化したことは否めない。ともあれ、政策金融にかかる利率の長期データを整備するという我々の作業

の際にも、イールド化をどう処理するかについて考えておかなければならない。

ここでは、厳密性をいくぶん犠牲にすることになるが、近代化資金についてもまたスーパーL資金についても、イールド化された貸出利率が適用される場合には、その資金の代表的とみられる貸付期間をとって、その期間に対応した利率を計上することとした。公庫スーパーL資金については貸付期間15年を代表として利率を計上し、近代化資金については貸出期間を7年として利率を計算している（註12）。

（註8）1960年代や70年代においては、政策金融の長期性という視点から、政策融資の利率は短期的な経済変動とは連動しない安定したものが望ましいという見解があった。柿元[1975] p. 143はこの見解を批判的に紹介している）。

（註9）更に市町村の単独利子補給が付く場合もあった。

（註10）「利子助成」は地方公共団体と振興基金が共同して（政策目的や時期によって分担比率に違いはでてくる）実施するものであるが、財政難等の理由で、利子助成を行っていない地方公共団体も存在する。

（註11）なおすべての農業政策資金に貸出利率のイールド化が導入されたわけではない。公庫の農林漁業資金は貸付期間にかかわらず一定の利率が適用されるフラット型が基本となっている。農林公庫[2004]、p. 309参照。

（註12）1993年度の『農業金融の動向』によれば農業近代化資金（個人）の平均償還期限は6年3ヶ月（据置1年）である。また泉田[1985]によれば公庫の経営構造改善資金平均で1980年度時点の償還期間平均は14.7年、据置期間の平均は1.5年である。

3. 農業政策金融にかかわる利率設定ルールの推移

3.1 第I期（利率設定ルールの長期安定期）

第I期は本稿の対象時期におけるスタート時点の1963年度始めから1994年5月までの32年間をカバーする時期であり、農業政策金融にかかわる諸利率の設定ルールが比較的安定していた時期である。

近代化資金は1961年度に創設されたが、その目的は、資本装備の高度化を通じて農業者等の経営の近代化に資するためというものであり、その目的に即して通常の貸出利率より低い利率を適用することが適当とみなされた。背景としては、農協の内部に蓄積された系統資金を積極的に農業内部に導入するねらいがあったが、そのねらいを実現するには、農協の一般貸付利率は農業にとって割高であり、利子補給が必要とされたのである。

当初の利率のイメージは、先にも述べたが、農協基準金利9%へ3%の補助（都道府県による補助であるがその半分は国が助成）がついて、利用者の最終負担は6%というものである。この6%という近代化資金の最終利率は1966年度から72年度まで持続するが、1968年度に創設された公庫の総合施設資金の最終利率の年5%と比較してみると、1%高くなっている。この例の通り、近代化資金は公庫資金にくらべて利率がやや高い水準に設定されていた。

公庫資金の金利については各資金の政策性と資金の原価を考慮して多様な利率設定がなされていたが、利率設定の前提として次の2点があったことを指摘しておきたい。

ひとつは、この期間の前半は財投金利が年6.5%に固定されており、そのことを踏まえて

公庫の利率が設定されてきたことである。したがって財投金利そのものが動くことになると、長期資金の調達金利としての財投金利水準を意識せざるをえない公庫金利も動くことになる。もちろん、財投金利が一定の範囲内で変動する限りは、公庫金利は財投金利と連動する必要はなかったと思われるが、財投金利の変動幅が大きくなるとそれに応じて公庫金利も連動することになる。

ふたつめには、公庫法には利率に関する法的規定があって、公庫資金の利率はその規則に縛られてきた側面があることである。このことも財投金利の安定という事情のもとでのルールであったとみられるが、特に利率について具体的な法的規定があったことは興味深い。実際公庫資金の幾つかについては利率の最高水準が規定されていたし、他方で農地等取得資金などのように年 3.5%という固定金利が法の別表で示されていたものもあった。本稿で対象とするスーパーL 資金は制度創設当初は法律上 3.5%に固定されていた。L 資金の制度創設時点で、公庫法には最高金利と固定金利の規定があったが、3.5%の水準は貸出金利の引き下げ可能な最低水準であった。

なお 1990 年 3 月には、500 億円の補正予算により、利子助成金の交付による金利負担の軽減を目的とする振興基金が設立されている。これは第Ⅱ期以降における利率設定ルールの移行を準備したものであった。

3.2 第Ⅱ期（利率設定ルールの移行期）

1994 年 6 月から 2001 年 4 月までを農業政策金融関連諸利率の設定ルールの移行期とした。この時期は 1994 年 6 月からスーパーL 資金の創設に伴う利子助成制度がスタートしたことで特徴付けられる。

前述の通り、スーパーL 資金の貸付利率は法定固定の 3.5%であった。しかし金融市場における全般的な超低金利化傾向のもと、この 3.5%という水準は桎梏と化していく。そこでスーパーL 資金については、公庫が貸出期間の長短に関係なく一律 3.5%で貸し出すが、末端の利用者の最終利率を更に下げするために「利子助成」という制度で対応するものとしたのである。3.5%の貸出利率が適用される公庫資金に、振興基金 1.0%、地方自治体 0.5%、あわせて 1.5%の「利子助成」という仕組みがつけられた。末端最終利率 2.0%が実現されることとなった。

ところが低金利化は更に進み、1998 年 6 月には財投金利が 2.0%を切るという事態が生じた（財投金利は同年の 10 月には 1.1%にまで低下している）。ここで政策当局は、財投金利（期間 20 年据置期間 3 年の金利）が 2.00%を下回る場合は、法定金利はそのままにしておき、最終利率は財投金利と同水準を適用するという調整策を導入する。1998 年度の『農業金融の動向』によれば、スーパーL 資金の「実質金利」は「現在の金利水準のもとで 1.1%」と表現されている（註 13）。結果として、「利子助成」率が著しく高まる中で公庫貸付利率 3.5%は正の利鞘を生むものとなり、振興基金や地方自治体の負担とのアンバランス問題が起きることとなった（註 14）。

この時点で、公庫法の改正を含む抜本的な改革が要請されたわけであり、第Ⅱ期の後半に導入された調整策は、次期における抜本的改革までの暫定的手直しであったとみなされる。

近代化資金については、この時期では、末端利率（最終利率と同じとみなせる）が財投

金利と同じ水準に設定されるようになってきている。両者の動きには1994年度あるいは95年度でややずれが見られたものの、1997年度からは完全に一致するように動いている。また、財投金利が2.0%を切った時のスーパーL資金貸付利率の調整ルールを考慮すれば、1998年度からは、財投金利が政策金融の利率とほぼ同じ水準にある（とはいえ下回ることはない）という事態が生じたことになる。この流れの中で近代化資金の利率は、公庫資金に比較した場合の割高を解消する方向で動いてきたとみられる。また1998年度からは近代化資金の一部に「利子助成」がつくプログラムがスタートしたが、当初は金額が小さいものであった。

3.3 第三期（新しい利率設定ルールの導入期）

2001年5月以降を第三期としたが、この時期には、財投改革を踏まえて、政府系機関の貸付利率の設定方法が見直され、公庫の貸付利率についても改革がなされている。

まず2001年5月には公庫法が改正され、3.5%の制約が外される。具体的には公庫法附則の改正により、「年3分5厘」の規定が「年3分5厘以内で主務大臣の定める利率」と変更された。

また農業政策金融の一部（スーパーL資金を含む認定農家向けの資金）に、先に述べたイールド化が導入された。2001年4月の時点から、財投金利としては財政投融资特別会計からの20年（うち据置期間3年）ものの借入金利がとられている。

更に、この年からは公庫資金と近代化資金の融資一元化が図られた。ひとつの窓口で近代化資金や公庫資金が申請できるようになった。また融資条件のイコールフットィングも実施された。これは同じ対象に同一貸付期間の融資を行う場合には公庫資金の場合も近代化資金も同じ利率を適用するというものである。

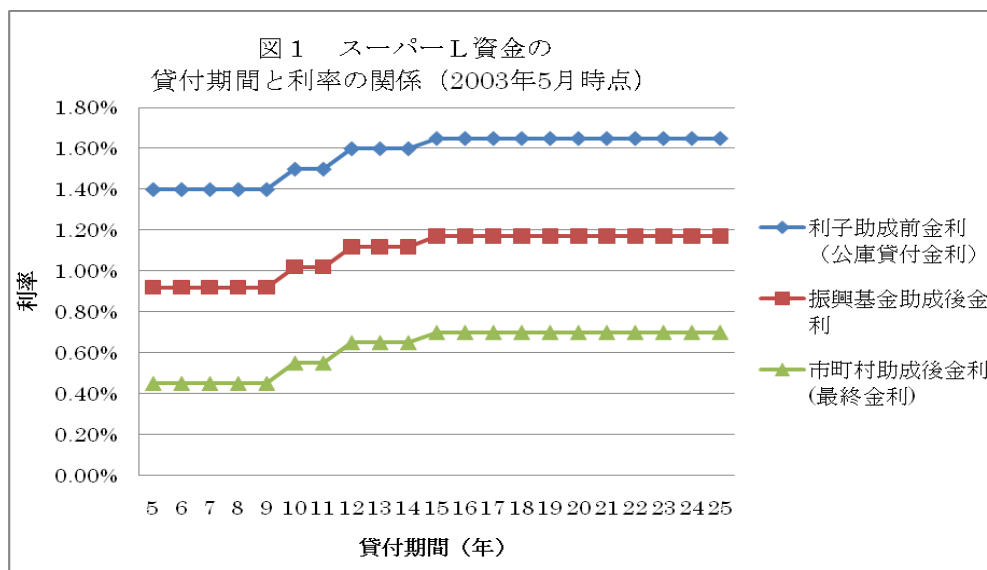
ここで、イールド化のもとでスーパーL資金と近代化資金のイコールフットィングがどう実現したについて、図を使って説明しておきたい。

図1は、2003年5月時点でのスーパーL資金の利率と貸付期間との関連を、「利子助成」と併せて、示したものである（データは農林水産省金融調整課の資料による）。この時点で、財投金利は0.7%であり、一般近代化資金の末端貸付利率（一般近代化資金の場合の最終利率でもある）も同じ0.7%となっている。利子助成前の公庫貸付利率は4段階に分かれており、利率が最も高いのは貸付期間が15年以上の場合の1.65%となっている。この利率に振興基金と地方自治体からの利子助成が付き、貸付期間が15年以上の場合には、最終利率が財投金利と同じ水準である0.7%となっている。近代化資金の最終利率とスーパーL資金の最終利率が一致するのは、近代化資金の貸付期間が最長の15年の場合である。

ただし貸付期間が短くなれば、近代化資金の末端利率0.7%はスーパーL資金よりは割高になる。近代化資金は貸付期間の短いものが中心であり、15年以上ではじめて利率が一致するのは近代化資金にとっては不利である。そこで近代化資金への特例という制度が導入される。近代化資金がスーパーL資金と同じく認定農家に貸し出される場合には、貸付期間ごとに定められたL資金と同じ利率を適用するものとしたのである。例えば7年ものの近代化資金を認定農家に貸し出す場合、0.45%が最終利率として適用されることとなっている。0.7%との差は振興基金による「利子助成」で対応することとなる。

なお2005年度からは税源移譲に伴い、近代化資金の基準金利および利子補給率は各都道

府県に任せることとなった。本稿では農林水産省の把握している基準金利を使って議論をしているものの、制度上は基準金利の設定や利子補給について都道府県間で違いがあってもおかしくはないが、今の時点ではそういう違いが出現しているようにはみられない。



2007年4月からは、3年間に限って、スーパーL資金と近代化資金で認定農家向けの資金について条件を満たせば、「利子助成」による無利子化が適用されるとされた。これは先に見た「利子助成」に対して更にもう一段階の「深堀」を施すものである。「深堀」分の「利子助成」については、両資金とも振興基金と全国農業会議所に設置された基金(省エネ基金及び雇用基金)によって対応している。無利子化は3年間の時限措置として貸付全期間を対象に実施されたが、2010年4月からは、貸付期間の当初5年間のみの無利子化に変更されて今日に至っている(註15)。

(註13) 『農業金融の動向』(平成10年度) p. 81。

(註14) 振興基金と地方公共団体の負担割合の2対1は維持されたため、財投金利が2%を下回った時には、地方公共団体の負担も増えたが、振興基金の負担は更に重いものとなった。

(註15) 本論文の対象時期を超えてしまうが、2009年11月時点での末端利率は、近代化資金一般の場合1.70%であり、これは財投金利と同じ水準である。認定農業者等に係る特例の場合の近代化資金の最終利率は、借入額500万円までは0.95~1.55%(償還期間の違いによって利率が違う)、借入額が500万を超えて個人1,800万、法人3,600万円までは無利子である。他方公庫の農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)については、一般0.95%~1.70%であり、償還期間が違うために高い方の利率が近代化資金のそれと違っているが、近代化資金と同じ利率の構造といえよう。認定農業者向けで特例の場合(借入額500万円を超えて、個人1億円、法人3億円まで、ただし、資金用途が安定化長期資金(負債整理等)の場合は対象外、また、年間の貸付枠、市町村の条件等によって、無利子とにならない場合がある)、最終利率は0.00~0.30%とされている。なおデータは農林水産省金融調整課の資料及び公庫のHPからとっている。

4. 農業政策金融にかかる諸利率の計算

以下、データの出所と、データを加工した場合の処理法について説明する。

まず定期預金の金利であるが、これは定期預金 1 年ものの利率をとった。ただし 2002 年度以降は、300 万円以上 1000 万円未満の定期預金で 6 ヶ月以上 1 年未満の利率と 1 年以上 2 年未満の利率の平均をとった。資料としては 2001 年度までは『農業金融の動向』（各年版）を利用し、2002 年度からは日本銀行「経済金融統計月報」を利用した。

なお政策資金の借入れが得か、あるいは自己資金を使うべきかの議論の際には、単に利率そのものを使うのではなく、利子への課税を考慮して 0.8 を乗じた定期預金の収益性を使うべきであろう。そのため、利子への 20%源泉徴収が導入された 1987 年度以降は、1 年ものの定期預金利率に 0.8 を乗じている。

近代化資金については、末端貸付金利（一般、農業者）、基準金利、利子補給率（農協から一般農業者の場合）をとる。ただし、2005 年度からの基準金利及び利子補給率は、その年度からの近代化資金利子補給補助金の廃止と税源移譲に伴い、各都道府県が設定するものとなっており、ここでの数字は農水省のまとめた暫定的なものである。データの出所はすべて農林水産省金融調整課からの提供資料である。

近代化資金の貸付利率は、更に最終負担利率を計上しておく必要がある。振興基金による近代化資金への「利子助成」は、1998 年度からスタートしたが、当初 3 年間の実績は少なく、ここでは無視した。2001 年度から近代化資金への「利子助成」が本格化し、2002 年度からは特例として認定農家への貸出にはスーパー L 資金と同じ利率が適用されることとなった。そのためここでは、近代化資金の特例部分には貸付期間 7 年のスーパー L 資金利率、残りの部分は近代化資金の末端貸付金利が適用されるものとして、両者を融資額で加重平均して、近代化資金の平均最終利率を計算した。特例部分の数値は農林水産長期金融協会「業務統計年報」（2009 年度）による。

なお近代化資金は、一部条件を満たすものについては、2007 年度から無利子化となったが、そのことを考慮した 2007 年度と 2008 年度の近代化資金平均最終負担利率は、近代化資金融資額のうち無利子化分の比率とそれ以外の分の比率を計上し、無利子化分はゼロ、それ以外は末端利率として加重平均して求めている。

公庫資金については、まず財投金利。2001 年度からは財政投融资特別会計からの 20 年（うち据置期間 3 年の）借入利率を計上した。データの出所は、農林水産省金融調整課のまとめた資料である。

公庫の貸付利率については、1963 年度から 1967 年度までは果樹経営改善資金の利率をとっている。1968 年度からは総合施設資金及びその後継資金としての農業経営基盤強化資金（スーパー L 資金）の利率をとった。2000 年度までは資料として公庫 [2004] を使った。

利用者の負担する最終利率については、スーパー L 資金が登場した 1994 年度から利率を計上するということになる。例えば 1994 年度のスーパー L 資金の公庫貸付利率は 3.5% であり、ここに振興基金 1.0% と地方公共団体の 0.5% とのあわせて 1.5% の「利子助成」が付き、最終利率は 2.0% となる。1998 年度以降は、財投金利が 2.0% を下回ることが生じているが、この場合には、最終利率は財投金利と同一としている。ここでは農林水産省金融調整課の資料を利用し、年度平均としての最終利率を計算している。

なお 2001 年度以降は融資期間に応じて利率が違っているため、利率の計算に際しては、すべて（公庫貸付利率及び最終利率とも）貸付期間が 15 年のものをとっている。また同じく 2001 年以降は利率が頻繁に変更されるため、各月の最頻値を求めておき、そこから年度平均を計算している。計算のためのデータとして農林水産省金融調整課の提供資料を利用した。

2007 年度と 2008 年度については更に無利子化の影響を考慮しなければならない。公庫の貸付利率については貸付期間 15 年ものの利率を年度平均で求めている。平均最終利率については、近代化資金の場合と同じく、スーパー L 資金の融資額に占める無利子化融資額の比率とそうではない融資額の比率を使って加重平均として求めた。無利子化融資の融資額データは同じく農林水産省金融調整課の提供データである。

5. 農業政策金融に関わる利率の動き

以上の検討と部分的な推計を踏まえてまとめたものが表 1、表 2 および表 3 である。

まず表 1 では、定期預金利率（一年ものを基本）、近代化資金の農協基準金利、末端貸付利率、利子補給率、公庫のスーパー L 資金については、公庫の貸付利率、および利子助成後の最終利率を計上した。また参考として財投金利（2001 年度からは財投金利 20 年もの）の数値を示した。

表 1 における近代化資金の末端利率とスーパー L 資金の利子助成後の利率は、2000 年度までは、スーパー L 資金および近代化資金とも、末端利率と最終利率が一致している。しかし 2001 年度からは、表 1 における近代化資金の末端貸付利率は、「利子助成」分を考慮していない。またスーパー L 資金の利率における公庫貸付利率も「利子助成」を含んでいない数値である。どちらも借り手が最終的に支払う「最終利率」ではないことに注意がいる。

2001 年度からの近代化資金貸付利率については表 2 に、公庫スーパー L 資金については表 3 に掲げた。表 2 においては認定農業者向け特認の近代化資金融資額を計上しているが、これにはスーパー L 資金の 7 年ものの利率が適用されるとしている。また 2007 年度からは無利子化の影響を考慮して平均の数値を出している。

表 3 は 2001 年度以降の公庫スーパー L 資金関連の利率をまとめたものである。この表における L 資金への公庫貸付利率は表 2 と同じである。この貸付利率は、イールド化のもとで「貸付期間に応じて 1.4-2.3%」という具合に表現されているものであり、公庫の年報にはそういった表現で数値が記載されている。これに「利子助成」の分を考慮した利率が表の L 資金 15 年ものの利率であり、これを無利子化が行われる前までの L 資金の平均最終利率とみなす。そして L 資金への公庫の貸付利率と 15 年ものの L 資金最終利率の差として、年度平均利子助成率を計算した。

表1 農業政策金融の貸出利率と関連指標(単位:%)							
年度	定期預 金利率	近代化資金			公庫農業資金(スーパー L資金)		参考
		1年定期	農協基準 金利	末端貸付金利 (認定農業者向け への利子助成分 を含んでいない)	利子補給 率	公庫貸 付利率	
1963	5.50	9.50	6.50	3.00	6.00		6.50
1964	5.50	9.50	6.50	3.00	5.50		6.50
1965	5.50	9.50	6.50	3.00	5.50		6.50
1966	5.50	9.00	6.00	3.00	5.50		6.50
1967	5.50	9.00	6.00	3.00	5.50		6.50
1968	5.50	9.00	6.00	3.00	5.00		6.50
1969	5.50	9.00	6.00	3.00	5.00		6.50
1970	5.75	9.00	6.00	3.00	5.00		6.50
1971	5.75	9.00	6.00	3.00	5.00		6.50
1972	5.38	9.00	6.00	3.00	5.00		6.50
1973	6.25	8.58	5.58	3.00	5.00		6.42
1974	7.50	9.17	6.17	3.00	5.00		7.67
1975	7.33	9.50	6.50	3.00	5.00		8.00
1976	6.75	9.50	6.50	3.00	5.00		8.00
1977	5.58	8.83	5.83	3.00	5.00		6.83
1978	4.56	8.04	5.04	3.00	4.60		6.09
1979	5.77	8.71	5.71	3.00	5.00		6.84
1980	7.50	9.50	6.50	3.00	5.00		8.00
1981	6.17	9.04	6.04	3.00	5.00		7.54
1982	5.75	9.00	6.00	3.00	5.00		7.50
1983	5.69	8.92	5.92	3.00	5.00		7.43
1984	5.50	8.50	5.50	3.00	5.00		7.10
1985	5.46	8.46	5.47	2.99	5.00		7.03
1986	4.07	7.52	5.00	2.52	4.85		6.07
1987	2.71	6.78	4.30	2.48	4.05		4.75
1988	2.71	6.79	4.29	2.50	4.20		4.77
1989	3.22	6.93	4.43	2.50	4.35		4.98
1990	4.68	7.92	5.20	2.72	4.80		6.80
1991	4.49	8.05	5.30	2.74	4.55		7.23
1992	3.17	7.23	4.68	2.55	4.30		5.35
1993	1.99	6.45	4.12	2.33	3.50		4.43
1994	1.64	6.00	3.90	2.10	3.50	2.00	4.03
1995	0.55	5.24	3.38	1.86	3.50	2.00	3.49
1996	0.32	4.83	3.12	1.72	3.50	2.00	3.28
1997	0.26	3.96	2.50	1.46	3.50	2.00	2.50
1998	0.20	2.92	1.74	1.18	3.50	1.73	1.74
1999	0.11	3.15	1.95	1.20	3.50	1.93	1.95
2000	0.11	3.21	1.93	1.28	3.50	1.90	1.93
2001	0.04	2.79	1.54	1.25	2.20	1.50	1.54
2002	0.03	2.68	1.41	1.27	1.97	1.29	1.41
2003	0.03	2.50	1.34	1.16	1.94	1.19	1.34
2004	0.02	2.97	1.74	1.23	2.15	1.56	1.74
2005	0.03	2.87	1.63	1.24	2.10	1.47	1.63
2006	0.18	3.22	1.98	1.24	2.45	1.89	1.98
2007	0.28	3.12	1.86	1.26	2.35	1.79	1.76
2008	0.26	3.02	1.76	1.26	2.24	1.65	1.68

註: 数字の計算法やデータの出所については本文を参照のこと

表2 2001年度以降の近代化資金関連諸利率（単位：億円、％）

年度	近代化資金 融資額 (億円)	うち認定農 業者向け特 例(億円)	うち無利子 化分(億円)	近代化資金 末端利率 (%)	L資金7年 もの平均利 率(%)	近代化資金平 均最終利率(%)
2001	807	0	0	1.54	1.01	1.54
2002	529	94	0	1.41	1.09	1.35
2003	611	192	0	1.34	0.75	1.16
2004	562	229	0	1.74	0.85	1.38
2005	510	213	0	1.63	0.83	1.30
2006	444	166	0	1.98	1.48	1.79
2007	486	295	248	1.86	1.51	0.88
2008	491	296	270	1.76	1.45	0.78

注：近代化資金末端金利は前表と同じ。2003年度から2006年度までの最終金利は、認定農業者向け金利はL資金7年ものと同じとして、また認定農業者向け以外は末端金利が適用されるとして、加重平均して求めている。2007年度と2008年年度では、認定農業者向けの近代化資金は無利子として、同じく加重平均して求めている。データの出所については本文を参照のこと。

表3 2001年度以降の公庫スーパーL資金関連諸利率（単位：億円、％）

年度	L資金 融資額 (億円)	うち無利 子化部分 (億円)	L資金への公 庫貸付利率(年 度平均, 15年 もの、%)	L資金15年もの末 端利率(ただし無利 子化に伴う深堀り部 分を含まない、%)	年度平均利子助成 率(ただし無利子 化に伴う部分は含 めていない、%)	無利子化を考慮した 年度平均L資金最終 利率(%)貸付期間15 年ものの年平均値
2001	574	0	2.20	1.50	0.70	1.50
2002	633	0	1.97	1.29	0.68	1.29
2003	601	0	1.94	1.19	0.75	1.19
2004	595	0	2.15	1.56	0.59	1.56
2005	646	0	2.10	1.47	0.63	1.47
2006	522	0	2.45	1.89	0.56	1.89
2007	996	931	2.35	1.79	0.56	0.14
2008	1,401	1262	2.24	1.65	0.59	0.17

注：L資金の公庫貸付利率は表1と同じ。利子助成率は公庫貸付利率からL資金15年もの末端利率を引いたもの。2007年度と2008年度は更に無利子化部分を考慮して最終利率を求めている。データの出所については本文を参照のこと

最後に2007年度と2008年度について、無利子化を勘案したL資金の平均最終利率を掲げた。なおスーパーL資金の無利子化という言葉が使われるが、実際にはL資金のすべてが利率ゼロになったわけではなく、貸付金額が500万円以上などの一定の要件を満たさな

い場合にはゼロ金利は利用できない。表3にあるように、2007年度のL資金無利子化分の割合は年度融資分の約93%である。

以上をまとめる意味で、定期預金利率、近代化資金の基準金利、近代化資金の末端（最終）利率、公庫資金の最終利率、及び財投金利をグラフにした（図2）

図2 農業政策金融に関わる諸利率の推移（単位；％）

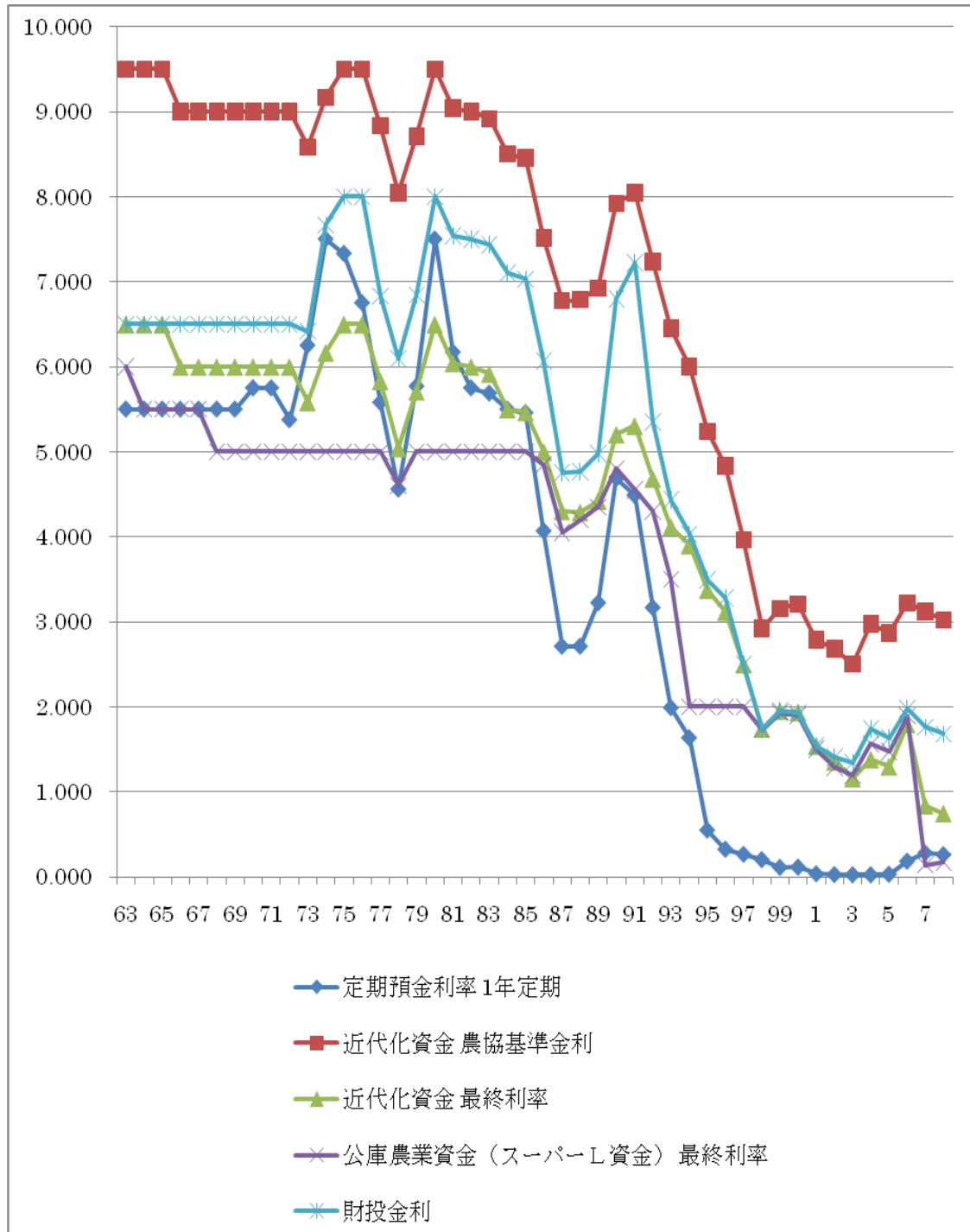


図2で明らかに示されている通り、農業政策金融に関わる利率は、1980年代半ばまではほぼ安定的であった。しかしその後は、いわゆるバブル破綻のあとに一時的に利率が急上昇したものの、傾向的には大きく下げられており、2000年代には定期預金の利率が0%台、政策金融の利率が1.0-2.0%程度にまで下がっている。なお図における2007年度と2008年度の利率急低下は、無利子化の影響によるものである。無利子化を受けてL資金と近代化資金の融資額は急増することになる。

近代化資金とL資金の最終利率を比較すれば、1980年代前半までの近代化資金の利率は割高であった。近代化資金がスーパーL資金に比べて利率において高いという事態は、1997年度までは続くが、その後はほぼ同じ水準で推移している。また表1にみられる通り、1997年度から2006年度までは、近代化資金の最終利率とスーパーL資金の「利子助成」後の利率はどちらも財投金利にほとんど一致している。

図2を眺めてみると、農業政策金融における財投金利の重要性が改めて確認できるように思える。財投金利は長期資金を調達する際の金利であるが、日本の農業政策金融が長期資金に焦点をあてていることから、財投金利が基底的な位置にあることは十分に理解できることであろう。第I期をみると、近代化資金の利率は時に財投金利と一致する場合もあったが超えることはなく、公庫資金（総合施設資金）は常に財投金利より低い水準に置かれていた。第II期では近代化資金最終利率と財投金利の水準が一致することが多くなり、98年度以降は公庫資金（スーパーL資金）を含めた3つの金利がほぼ一致している。したがって、近代化資金と公庫のスーパーL資金（総合施設資金）に関する限り、財投金利は政策金融の貸付利率の天井を規定しているということができよう。

財投金利と政策金利の差の部分は、政策金融が政策手段であることからくる政策必要度という点から解釈できるのであろう。1960年代から90年代前半までは、近代化資金の利率が公庫資金に比べて割高ということが長く続いたが、これは、近代化資金の選別性が弱く、したがって政策性が希薄であったからに他ならないであろう（荏開津・川村[1985]）。スーパーL資金が登場した1994年度からの数年間、そして2007年度と2008年度では、スーパーL資金は近代化資金の利率よりもかなり割安となる。また財投金利の水準からも乖離する。これは当時における政策的な要請ということと解釈できるのかもしれない（註16）。

（註16）公庫資金（総合施設資金）の利率は1985年度までは変更されておらず、財投金利という天井の下に位置していたが、財投金利が動いた場合にも公庫資金（総合施設資金）利率は連動していない。1985年度の時点までは、長期低利の政策金融における金利設定は「変動させない」という性格をもっていたように感じられる（註8参照）。この思考法が、金融自由化を背景とした政策金融改革の中で、根底から覆されたわけである。

6. 今後の課題

本稿の目的は、農業政策金融にかかわる主要利率の数値を整理することであり、その目的は達成できたと判断する。ただし、厳密な意味では、考慮できていない部分もあることは断っておきたい。例えば、政策資金に対する都道府県や市町村単独の利子補給ないし利

子助成は考慮されていない。逆に、地方自治体の利子助成が制度上謳われていても地方財政の逼迫問題があって実行されていないケースもある。また他の機関からの利子補給ないし利子助成もあるが、これも十分には取り扱えていない。更に、本文中でもふれたが、1998年度から2000年度までの近代化資金への「利子助成」は取り扱えていない。以上の通り、細かなところまでは十分に目配りできていないが、しかし、更に細かい検討をしても、本稿で整理した数値と大きく違ってくるとは思えない。本論文の計算は、大まかなものであるが、農業政策金融の分析に十分使える質をもつと考えている。

次の作業は、ここで揃えたデータをもとにして、日本の農業政策金融の性格やその変化を論じることであろう。農業投資と利率の関係についても、数量的な分析が可能になるかもしれない。個人的には、農業政策金融の性格変化を、1990年代における近代化資金融資額が急落した理由を探る中で、論じてみたいと考えている。ただ、そういった作業は本稿の設定したテーマを超える。この点他日を期したい。

*なお農林水産省金融調整課及び農林水産長期金融協会から資料の提供等の便宜を図っていただいた。記して心より感謝の意を表したい。

引用文献

- 泉田洋一「構造政策の推進と農林公庫資金」逸見謙三、加藤譲『基本法農政の経済分析』明文書房、1985年
- 泉田洋一「低金利時代の農業政策金融－農業政策金融の比重低迷とその要因－」荏開津典生先生退官記念出版会『変わる食料・農業政策』大明堂、1996年
- 泉田洋一「農業投資後退期の農業政策金融－1975～1993年度を対象に－」『農業経済研究』第68巻、第4号、1997年
- 泉田洋一「農業・農村金融の新潮流と今後の方向」泉田洋一編著『農業・農村金融の新潮流』農林統計協会、2008年
- 荏開津典生・川村保「農業近代化資金の意義と役割」逸見謙三・加藤譲編著『基本法農政の経済分析』明文書房、1985年
- 柿元一巳「農林公庫をめぐる金利情勢について」（上、中、下）公庫旬報1975年8月1日、8月15日、9月1日（ただしオリジナルが入手できないため当時の農林公庫企画室がまとめた「農業金利研究会資料Ⅱ」（1982年3月）に再掲載されたものを利用した。引用ページは資料Ⅱのもの。
- 加藤譲「農業金融と金利問題」『農業制度金融と金利』長期金融第64号、1984年
- 佐伯尚美「農林公庫資金の展開と変質」佐伯尚美編著『農業金融の構造と変貌』農林統計協会、1982年
- 白石正彦「金利設置における農林公庫資金供給側の条件」『農業制度金融と金利』長期金融第64号、1984年
- 高山航希・泉田洋一・佐藤豪「農業政策金融の長期的動向－1963年度から2008年度までを対象として－」Working Paper Series No. 10-F-03, 農業資源経済学専攻, pp. 1-33, 2010年10月

農林漁業金融公庫『農林漁業金融公庫五十年史』2004年
中島明郁『農村金融統計の見方・使い方』楽游書房、1983年